

## 国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案要綱

### 第一 目的

この法律は、企業会計の慣行を参考とした国の財務書類等の作成及びその国会への提出等による財務情報の開示等について定めることにより、国の資産及び負債、国の事務及び事業に要した費用その他の国の財務に関する状況を明らかにし、かつ、国会等による予算執行に対する検証の充実を図り、もって政府の有する国の財政状況を国民に説明する責務が十分に果たされるようにするとともに、適正な予算編成と効率的な行政の推進に寄与することを目的とするものとする。 (第一条関係)

### 第二 定義

- 1 この法律において「財務書類」とは、貸借対照表、業務費用計算書、資産・負債差額増減計算書、区分別収支計算書、注記及び附属明細書から構成される決算に関する財務情報を開示するための書類をいうものとする。
- 2 この法律において「省庁別財務書類等」とは、一般会計省庁別財務書類、特別会計財務書類、特別会計連結財務書類、省庁別財務書類及び省庁別連結財務書類（一般会計省庁別財務書類、省庁別財務

書類及び省庁別連結財務書類にあっては、局等の組織ごとの財務書類を含む。)をいうものとする  
こと。

3 この法律において「国の財務書類」とは、一般会計財務書類、一般会計・特別会計財務書類及び連  
結財務書類をいうものとする。

4 この法律において「国の財務書類等」とは、国の財務書類及び各省各庁の省庁別財務書類等をいう  
ものとする。

5 1から4までのほか、この法律における「局等の組織」、「特殊法人等」その他の所要の用語の定  
義を定めるものとする。

(第二条関係)

### 第三 国の財務書類等の作成及び財務情報の開示

#### 一 作成基準

1 財務大臣は、国の財務書類等の作成基準(以下単に「作成基準」という。)を定めなければなら  
ないものとする。

2 作成基準は、企業会計の慣行を参考とし、かつ、国の財務の特殊性を考慮したものでなければならないものとする。

3 財務大臣は、作成基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、財政制度等審議会の議を経なければならないものとし、作成基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

(第三条関係)

## 二 省庁別財務書類等の作成及び送付

各省各庁の長は、毎会計年度、作成基準に従い、省庁別財務書類等を作成し、政令で定めるところにより、財務大臣に送付しなければならないものとする。

(第四条関係)

## 三 国の財務書類の作成

財務大臣は、毎会計年度、作成基準に従い、国の財務書類を作成しなければならないものとする。

(第五条関係)

## 四 国の財務書類等の検査

内閣は、国の財務書類等を、国の歳入歳出決算とともに会計検査院に送付し、その検査を受けなければならないものとする。 (第六条関係)

## 五 国の財務書類等の国会への提出

内閣は、四により会計検査院の検査を経た国の財務書類等を、国の歳入歳出決算とともに、その参考資料として、国会に提出しなければならないものとする。 (第七条関係)

## 六 インターネットの利用等による開示等

- 1 各省各庁の長は、当該各省各庁の省庁別財務書類等に記載された情報その他当該各省各庁の財務に関する状況を適切に示す情報として政令で定めるものを、インターネットの利用その他適切な方法により開示しなければならないものとする。この場合において、省庁別財務書類等に記載された情報については、当該省庁別財務書類等を作成した後及び当該省庁別財務書類等に係る会計検査院の検査を経た後、速やかに、開示するものとする。
- 2 財務大臣は、国の財務書類に記載された情報その他国の財務に関する状況を適切に示す情報として政令で定めるものを、インターネットの利用その他適切な方法により開示しなければならないものとする。

すること。この場合において、国の財務書類に記載された情報については、当該国の財務書類を作成した後及び当該国の財務書類に係る会計検査院の検査を経た後、速やかに、開示するものとする。

- 3 1及び2の場合において、各省各庁の長及び財務大臣は、開示される情報を国民が十分に理解することができるよう、その内容をできる限り平易な表現を用いて分かりやすく説明する資料その他必要な情報を併せて提供するように努めるものとする。

(第八条関係)

#### 七 電磁的記録による作成及び電磁的方法による提出

この法律による手続について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律との適用関係を整理し、国の財務書類等の電磁的記録による作成及び電磁的方法による提出に関し、所要の規定を設けるものとする。

(第十一条から第十三条まで関係)

### 第四 政府の義務

#### 一 特殊法人等の財務諸表の作成に係る基準の在り方

政府は、特別会計連結財務書類及び省庁別連結財務書類並びに連結財務書類に記載される情報がより

適切なものとなり、並びにこれらの書類を効率的に作成することができるようにする観点から、特殊法人等の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表の作成に係る基準について、作成基準との整合性が確保されたものとなるようにしなければならないものとする。 (第九条関係)

## 二 調査研究

政府は、国の財務書類等に記載された情報の政策評価における活用その他の当該情報の政府による適正な予算編成と効率的な行政の推進への一層の活用を図るための措置、企業会計の慣行の国の予算制度への導入その他国の財務に関する情報の活用及び充実にについて調査研究を行うものとする。 (第十条関係)

(第十条関係)

## 第五 施行期日等

### 一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成二十五年度以後の決算に関する国の財務書類等について適用するものとする。ただし、二は、公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

(附則第一条関係)

## 二 作成基準の策定のために必要な行為

作成基準の策定のために必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、第三の一の例により行うことができるものとする。 (附則第二条関係)

## 三 平成二十五年度から平成二十七年までの各決算に関する特例

平成二十五年度から平成二十七年までの各決算に関する国の財務書類等に係る第三の四及び五の適用については、国の歳入歳出決算を会計検査院に送付した後六月以内に会計検査院に送付し、会計検査院の検査を経た後速やかに国会に提出しなければならないものとする。 (附則第三条関係)

## 四 平成二十七年までに講ずる必要な措置

1 政府は、平成二十七年までに、国の収入及び支出について企業会計の慣行を参考とした処理を自動的に行う機能を有する国の会計事務に係る情報システムの整備その他の国の財務書類等を早期に作成することができるようにするために必要な措置を講ずるものとする。 (附則第四条関係)

2 財政法、国有財産法、物品管理法、特別会計に関する法律その他の国の財務に関する法令の規定に基づき作成することとされている各種の国の財務に関する書類及びその取扱いについては、平成二十

七年度までに、国の財務書類等との関係に関し検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 (附則第五条関係)

## 五 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。